

令和4年6月30日
消費者庁表示対策課

令和3年度における家庭用品品質表示法の運用状況等

消費者庁は、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下「家表法」という。）の規定に基づいて、不適正な表示を行った者に対する指示（家表法第4条第1項に基づくもの。以下同じ。）及び指導を行うとともに、同法に関する相談への対応、講師派遣等を通じた普及・啓発に関する活動を行う等、家庭用品の品質に関する表示の適正化に努めている。

令和3年度における家表法の運用状況等は、以下のとおりである。

1. 違反事案に対する指導等の状況

令和3年度において、家表法の違反被疑事案として消費者庁が取り扱った件数（延べ事業者数）は、152件（うち前年度からの繰越23件）であった。内訳は、家表法第24条の規定に基づき権限を委任された地方自治体が実施した立入検査（結果のうち、違反する事実があるものとして消費者庁に移送されたもの）が66件、事業者からの自主申告が36件、消費者等からの情報提供（家表法第10条第1項に基づく申出を含む。）が27件であった（表1参照）。

製品件数としては、地方自治体による立入検査が119件、自主申告が483件、消費者庁からの指導を受け社内点検を実施した結果、追加で自主申告された案件が356件、情報提供が40件であった。

表1 家表法違反被疑事案の取扱件数の内訳（単位：事業者数）

前年度からの繰越	23
地方自治体による立入検査	66
自主申告	36
消費者等からの情報提供	27
取扱件数合計	152

152件のうち、家表法第3条第1項に規定する表示事項を表示していない、又は表示に関する遵守事項を遵守していないものとして、令和3年度において94事業者に対し、指示又は指導をした（表2参照）。

表2 家表法違反事案の年度別の状況 (単位:事業者数)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指示	1	1	1	2	3
指導	80	89	91	48	91
違反無し	5	2	4	5	16
対象外	6	8	13	4	9
打切り	5	17	7	13	20
翌年度に繰越	12	23	11	23	13
取扱件数合計	109	140	127	95	152

※今般の報告からは、延べ事業者数で記載している。

令和3年度において指示又は指導をした94件について、製品の数でみると1,713件であった。1,713件を品目別でみると、繊維製品が1,396件（うち、シャツ186件、タオル及び手拭い128件、帽子109件、手袋87件）、合成樹脂加工品が36件（うち、ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋（以下「ポリ袋」という。）15件）、電気機械器具が7件、雑貨工業品が274件（うち、腰掛け及び座椅子（以下「椅子類」という。）175件、革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋（以下「革製等の手袋」という。）32件、洋傘20件）であった（表3参照）。

表3 品目別指示・指導事案件数 (単位:製品数)

繊維製品	合成樹脂加工品	電気機械器具	雑貨工業品
1,396	36	7	274

違反事案の具体的な内容は、以下のとおりである。

- (1) 繊維製品については、品質表示（繊維の組成（以下「組成表示」という。）、家庭洗濯等取扱方法（以下「洗濯表示」という。））が欠落していたもの、組成表示（指定用語及び混用率）が間違っていたもの等が認められた。

具体的には、帽子について品質表示が義務付けされたことを認識していなかったもの、輸入した製品に家表法で定められた品質表示を行っていないもの（製造国の言語等で記載された品質表示だけがされているもの）、製品に付されたJANコードを取り除く際に品質表示タグまで取り除いてしまったもの、洗濯表示の内容に食い違いがあった（日陰でつり干しをするものであるにもかかわらず、自然乾燥記号が付されていない）もの、繊維製品品質表示規程（平成29年消費者庁告示第4号）第10条第1項の規定に違反しているもの等が認められた。

- (2) 合成樹脂加工品については、表示事項（原料、耐冷温度、寸法、枚数及び注意事項）が欠落又は誤記されていたもの等が認められた。

具体的には、本体に刻印された内容と下げ札に表示された内容とが異なっていたもの、原料について指定用語を使用していないもの等が認められた。

- (3) 電気機械器具については、ジャー炊飯器、電気ジューサーミキサー、電気ジューサー及び電気ミキサー（以下「電気ミキサー類」という。）、電気ホットプレートにおいて、区分の表示等が欠落していたもの、表示すべき単位を誤記していたもの、店頭陳列の際に表示事項が記載された下げ札を取り外してしまったものが認められた。

- (4) 雑貨工業品については、製品としては、椅子類、革製等の手袋、洋傘、漆又はカシュー樹脂塗料等を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具（以下「漆器類」という。）における違反が多く認められた。

具体的には、椅子類について張り材の表示が欠落していたもの、革製等の手袋について寸法の表示が欠落していたもの、洋傘及び漆器類についてそれぞれ表示が欠落していたもの、浄水器及び合成ゴム製器具についてそれぞれ指定用語を使用していないもの、テーブルの寸法について幅及び奥行きを取り違えて表示していたもの、合成洗剤について界面活性剤等の成分表示が欠落していたもの等が認められた。

2. 地方自治体による立入検査の実施状況

家表法においては、立入検査等の一部の事務を地方自治体（都道府県及び市。以下同じ。）に委任している。令和3年度において、地方自治体による立入検査の実施件数（店舗数）は2,694件であった（表4参照）。

表4 令和3年度 地方自治体における立入検査状況 （単位：件数）

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
73	32	51	19	89	7	28
茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
165	65	68	49	202	96	53
新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県
40	44	32	138	77	84	44
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
136	163	56	30	7	41	76
奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
7	19	4	11	16	21	55
徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県
112	18	74	175	20	23	46
熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	地方自治体合計	
1	68	6	44	9	2,694	

※市が実施した立入検査の件数は都道府県の数値に含めている。

なお、立入検査の結果、違反の被疑が生じたものとして、消費者庁に移送されたものは66件であった（前記1参照）。

3. 家表法に関する相談状況

令和3年度における相談件数は、4,767件であった。

このうち、家表法の対象製品に関する相談が3,092件、対象外製品に関する相談が1,675件であった。

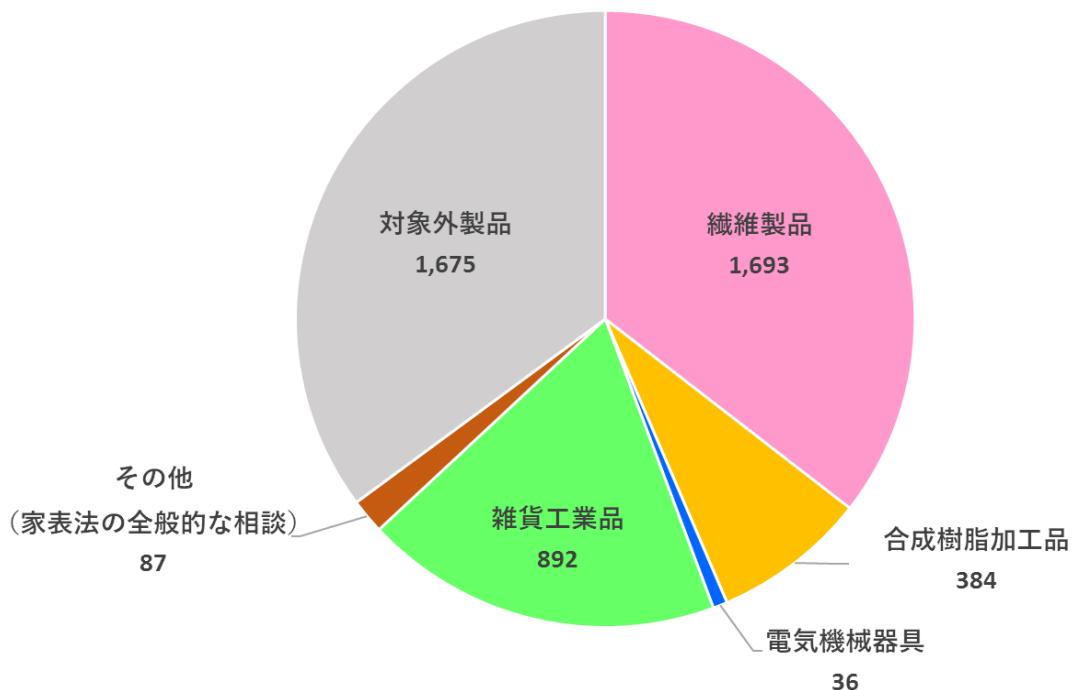
対象製品別では、繊維製品が1,693件、合成樹脂加工品が384件、電気機械器具が36件、雑貨工業品が892件、その他家表法の全般的な相談が87件であった（表5、図1参照）。

表5 図1 製品別相談件数一覧（単位：件）

相談計	対象製品	対象外製品
4,767	3,092	1,675

（対象製品の内訳）

繊維製品	合成樹脂加工品	電気機械器具	雑貨工業品	その他
1,693	384	36	892	87



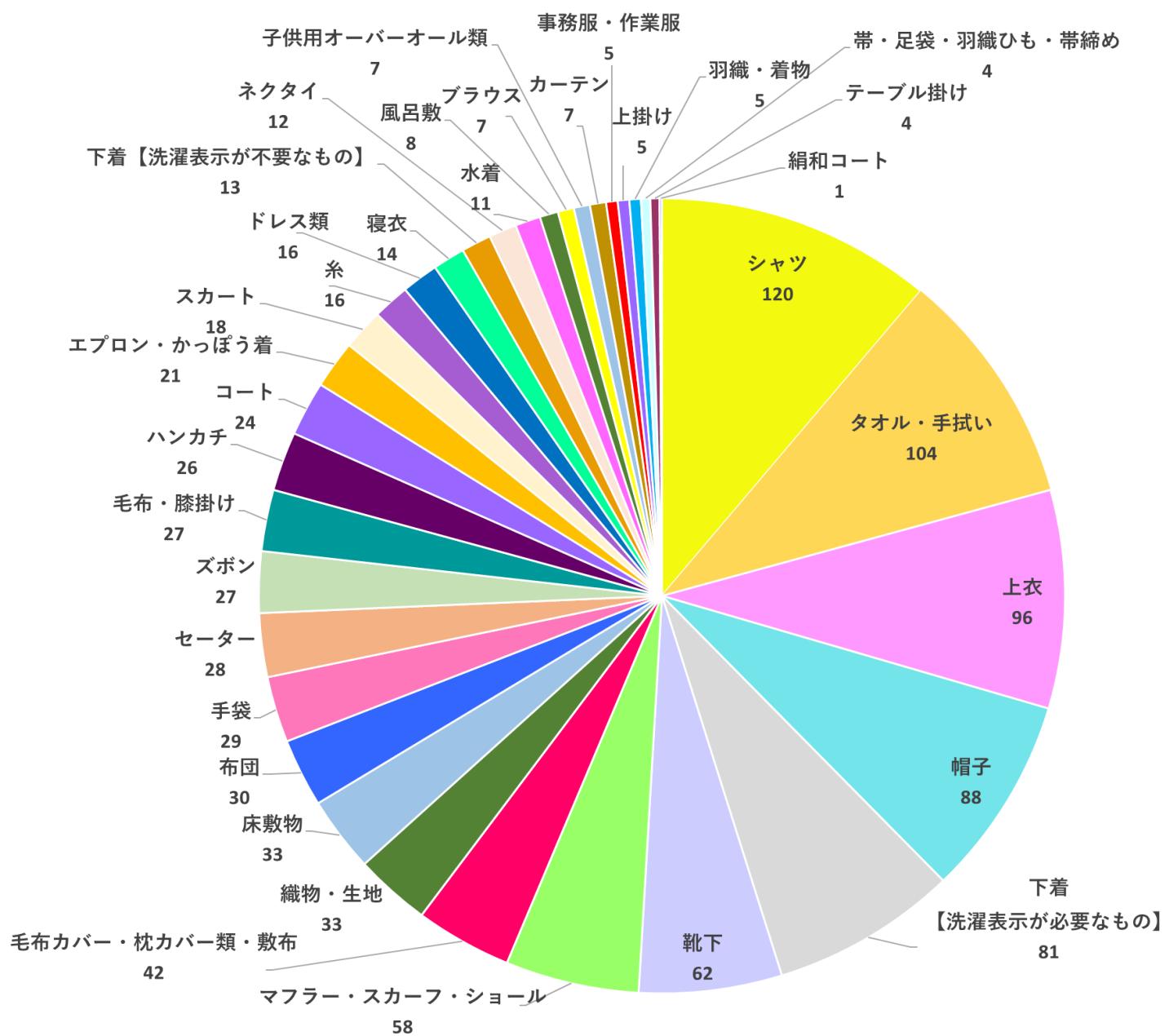
対象製品別の相談状況は、以下のとおりである。

(1) 繊維製品 (1,693件)

相談件数が多かった品目は、シャツ (120件)、タオル及び手拭い (104件)、上衣 (96件)、帽子 (88件)、洗濯表示が必要な下着 (81件)、靴下 (62件)、マフラー、スカーフ及びショール (58件) 等であった (図2参照)。

図2 繊維製品の品目別相談内訳 (単位: 件)

※繊維製品に関するその他 (品目不明・全般) の相談 611 件を除く



繊維製品についての主な相談及び回答内容は、以下のとおりである。

	相談	回答
洗濯表示	洗濯表示を行う際、どの記号を表示したらよいか。	洗濯表示は JIS L0001 に基づき表示する。
	洗濯表示が必要な品目は何か。	洗濯表示が必要な品目はこちら。 https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/guide/fiber_top.html
	組成表示及び洗濯表示を下げ札や紙添付で表示してもよいか。	組成表示は下げ札や紙添付で表示してもよいが、洗濯表示は本体から容易に離れない方法で取り付けなければならない。 なお、組成表示、洗濯表示を分けて表示する場合は、それぞれに付記事項（表示者名及び連絡先。以下同じ。）を表示しなければならない。
組成表示、混用率	表地、裏地、詰物が綿 100%のコート、まとめて 100%と表示してよいか。	消費者にとって、表生地や詰め物の組成も表示している旨が分かりやすいような表示であればよい。
	袖と胴部分で組成が異なる生地を合わせて作った製品の組成表示、混用率はどのように表示すればよいか。	部分ごとに組成の異なる糸や生地で構成されている製品の場合は、組成の異なる糸や生地を使用している部分ごとに分離してそれを百として表示する。
	基本的に綿 90%と絹 10%の商品だが、まれに綿 91%、絹 9 %になることがある。	表示における誤差の許容範囲が用意されている。 ※許容範囲とは、混用率を表示する場合に、表示しようとする混用率と、正確な混用率との誤差がどの程度許されるかというものである。
指定用語	指定用語にラムがないので、「毛（ラム）」と表示してよいか。	否。羊毛の場合、家表法の指定用語として「毛」、「羊毛」、「ウール」又は「WOOL」と表示することと規定されている。

	相談	回答
指定用語 (続き)	指定用語にない毛を使用する場合、どのように表示すべきか。	具体的な指定用語が定められていない毛については「毛」又は「毛」の用語にその纖維の名称を示す用語若しくは商標を括弧を付して付記することができる。
	「オーガニックコットン 100%」と表示してよいか。	否。家表法の指定用語にオーガニックコットンは規定されていない。なお、綿である場合は、「綿」、「コットン」又は「COTTON」と表示する。
	商標はどう表示すればよいか。	商標は指定用語に括弧書きで付記することができる。指定用語に付記できるのは特定の纖維を表す商標に限っており、纖維の組成を表すものではない商標（例えば一連の製品に使用されるブランド名等）は使用できない。
その他	混用率の表示をしなくてもよい製品について知りたい。	一部の纖維製品については列記表示という方法があり、その組成纖維中の混用率の大きいものから順次纖維の名称を示す用語を列記する方法等がある。 ※列記表示が可能な製品はこちら。 https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/guide/fiber/fiber_list.html
	纖維製品全体の 5 %以下の比率である刺しゅう糸部分や、ボタンを留める糸の表示方法を知りたい。	装飾、補強又は縫取り等特定の部分の効用を増すために使用された糸や生地に関する特例があり、これら全ての重量の合計が纖維製品全体の重量に対して 5 %以内であれば、混用率の計算に含めなくても構わない。
	輸入品について、内容が外国語のままでもよいか。	日本国内で一般消費者に対して対象商品の販売を行う場合は家表法に基づいた表示が必要（表示言語は日本語とする）。
	サイズ（寸法）の表示は必要か。	家表法の表示義務はないが、自主基準で定めていることがあるので、事業者団体等に相談されたい。

(2) 合成樹脂加工品 (384 件)

相談件数が多かった品目は、食事用、食卓用又は台所用の器具（228件）、ポリ袋（42件）であった。食事用、食卓用又は台所用の器具の内訳としては、皿等（95件）、台所用容器等（65件）、食事用の器具等（57件）であった。食事用、食卓用又は台所用の器具については、家表法に該当するか否かの確認、原料の表示事項についての相談が多かった。

合成樹脂加工品についての主な相談及び回答内容は、以下のとおりである。

相談	回答
寸法については、「500／400／0.03」の様に列記しておけばよいか。	縦、横、厚さのいずれを指すかを分かりやすく示して表示する。
表示対象の製品の大きさが小さく、表示事項を全て表示することが難しい。	表示することができる平面が 50 cm ² 未満の場合であって、全ての表示事項を表示できないときは、容量及び取扱い上の注意の表示を省略することができる。
製造先から原料は PP と言われた。そのまま表示すればよいか。 ※ PP はポリプロピレンの略。	原料樹脂の種類を示す用語は告示で定められた用語のとおり表示する。
取扱い上の注意は、規定されている文言を全て表示する必要があるのか。	製品の品質に応じて適切に表示する。

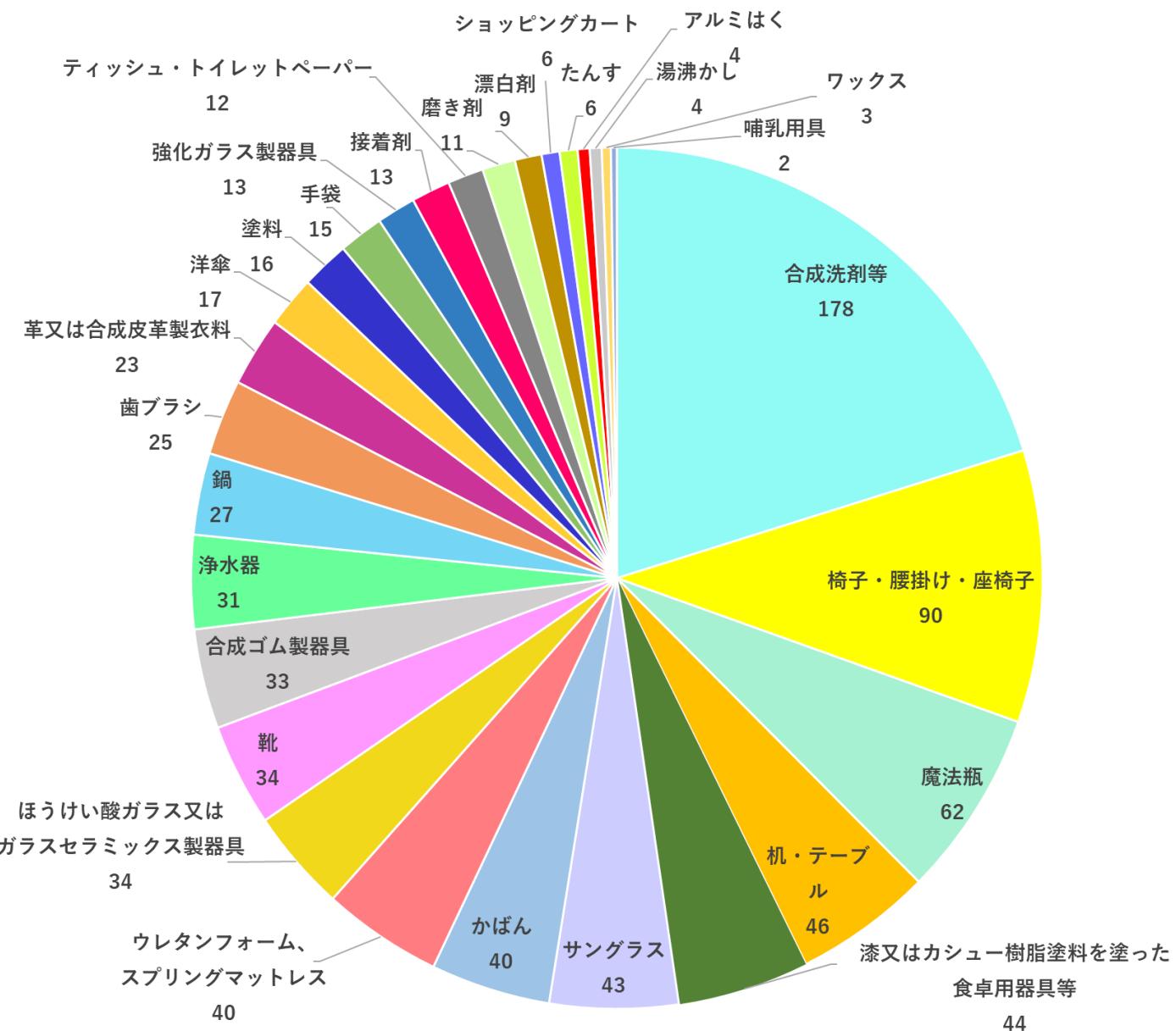
(3) 電気機械器具 (36件)

相談件数が多かった品目は、ジャー炊飯器（6件）、電子レンジ（5件）、電気冷蔵庫（4件）、電気ミキサー類（4件）であった。

(4) 雑貨工業品 (892件)

相談件数が多かった品目は、合成洗剤並びに洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗浄剤（以下「合成洗剤等」という。）（178件）、椅子類（90件）、魔法瓶（62件）、机及びテーブル（44件）、サングラス（43件）、かばん（40件）、スプリングマットレス及びウレタンフォームマットレス（40件）であった（図3 参照）。

図3 雑貨工業品の品目別相談内訳 (単位:件)
 ※その他(品目不明・全般)の相談11件を除く



雑貨工業品について、主な対象品の相談内容は、以下のとおりであった。

①合成洗剤等 (178件)

【界面活性剤等の成分又は取扱い上の注意の表示方法、合成洗剤等の分類、輸入品の取扱い】

②椅子類（90件）

【構造部材、表面加工、張り材、クッション材又は寸法の表示方法、家表法に該当するか否かの確認】

③魔法瓶（62件）

【保温効力、材料又は使用上の注意の表示方法、家表法に該当するか否かの確認】

④机及びテーブル（46件）

【寸法の表示方法】

⑤漆器類（44件）

【家表法に該当するか否かの確認、品名又は表面塗装の表示方法】

⑥サングラス（43件）

【測定数値（紫外線透過率）の表示方法、家表法に該当するか否かの確認】

⑦かばん（40件）

【家表法に該当するか否かの確認、皮革の種類（指定用語）の表示方法】

⑧スプリングマットレス及びウレタンフォームマットレス（40件）

【硬さ若しくは復元率の表示方法又は試験方法】

雑貨工業品についての主な相談及び回答内容は、以下のとおりである。

品目	相談	回答
合成洗剤	告示の一覧表にない界面活性剤の名称はどうしたらよいか。	告示で規定された一覧にない場合は、適切な用語を表示する。
	「界面活性剤の種類の名称を知ることができないとき、それに代えて界面活性剤の系別を示す用語を付記すること」とは、どういう場合を指すのか。	告示で規定されたJISに基づく界面活性剤の分析方法では、種類を特定することが困難な場合であることを指す。
	合成洗剤と石けんの区分けの定義について教えてほしい。	合成洗剤は、その主たる洗浄作用が純石けん分以外の界面活性剤の界面活性作用によるものであり、石けんは主たる洗浄作用が純石けん分の界面活性作用によるものであると定義されている。
	おそうじシートの表示について教えてほしい。	シートに界面活性剤が含まれており、主たる洗浄作用が界面活性剤の洗浄作用によるものである場合は合成洗剤の表示事項について表示する。

品目	相談	回答
椅子類	椅子の座面の高さは、どこをどのように測定すればよいか。	座面中央の水平の高さを測定する。
	構造部材の一覧にない場合であっても表示は必要か。	告示で規定された一覧にない場合は、適切な用語を表示する。
	構造部材の素材が鉄、アルミなので、「素材／鉄、アルミ」と表示してよいか。	主要な部分ごとに使用している材料の名称を示す用語を用いて適正に表示する。その際、「金属」の用語にその金属の名称を示す用語を括弧書きで付記する。
魔法瓶	注意事項については、その内容が記載された取扱説明書を箱の中に入れることでもよいか。	使用上の注意については、本体から容易に離れない方法（下げ札、ラベル、取扱説明書の貼付け等）にて表示する。
	保温・保冷両用であれば、熱い飲料物の保温用途を禁止する旨を表示しなくてもよいか。	熱い飲料物の保温用途での使用禁止に係る使用上の注意は、ステンレス製携帯用魔法瓶のうち保冷専用のものに限って表示することとしている。
机及び テーブル	許容範囲内であるが誤差があるので、約をつけて表示をしたい。	約の表示は認められない。なお、表示における誤差の許容範囲として±10%が認められている。
漆器類	木製の箸は家表法の対象か。	漆又はカシュー樹脂塗料等を塗った木製の箸であれば、家表法の対象である。
	漆塗装の表示を「うるし塗装」としてもよいか。	表面塗装の種類を示す用語である「漆塗装」と表示する。

品目	相談	回答
サングラス	紫外線カット機能があるブルーライトカット眼鏡は対象か。	紫外線カット機能がある場合は、太陽光から目を保護する用途があるといえるため、家表法の対象である。
	紫外線透過率の試験結果の数値に幅があった場合、どうすればよいか。	表示における誤差の許容範囲として、±10%以内が認められている。
かばん	牛革を60%、合成皮革40%を使用したかばんは家表法の対象か。	家表法の対象である。
ウレタンフォームマットレス	取り扱っている製品が全て「かため」のものであるので、比較をするために「ややかため」と表示してよいか。	規定に定められた数値に従い、「かため」、「ふつう」、「やわらかめ」のいずれかを表示する。
	ウレタンフォームマットレスの使用上の注意は取扱説明書に表示すればよいか	使用上の注意はマットレス本体から容易に離れない方法（布の縫い付け又は貼付け等）にて表示する。

(5) その他家表法の全般的な相談（87件）

その他家表法の全般的な相談については、付記事項に関する相談が多くあった。具体的には、表示者の名義（関係者が複数ある場合の取扱い、屋号を表示者にすること）等に関するもの、住所の変更に関するもの、電話又は住所以外の連絡先の記載に関するもの等である。その他、家表法の違反に対する指導の内容に関する相談もあった。

(6) 対象外品目（1,675件）

令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の流行に伴った、消毒剤（アルコール、除菌剤等）、マスク関連（織布製、不織布製、マスクケース）に関する相談が多かった。このほか、繊維製のバッグ、玩具、化粧品関連、アロマ製品、文房具、ペット用品等に関する相談が多かった。

対象外品目で相談が多かったものは、以下のとおりである。

対象外品目（五十音順）
LEDライト製品
アームウォーマー
アクセサリー
圧縮袋
アロマ製品（アロマオイル、アロマキャンドル等）
衣類乾燥機
ウェットティッシュ
画材用品（アクリル絵具、色鉛筆等）
玩具
空調関連（加湿器、空気清浄機、扇風機）
化粧品関連（化粧品等、化粧ポーチ）
ゴム手袋
消毒剤（アルコール、除菌剤等）
繊維製のバッグ
テープ（両面テープ、マスキングテープ等）
電子たばこ
陶磁器
入浴剤
ぬいぐるみ
パイルが無い繊維製のマット
履物（靴以外のサンダル、スリッパ等）
腹巻
ハンモック
不織布製の製品（フェルト）
文房具
ヘアアクセサリー、ヘアケア製品（ヘアバンド、ヘアブラシ等）
ペット用品
ベビー用品（抱っこひも、おしゃぶり、よだれ掛け等）
ベルト
枕
マスク関連（織布製、不織布製、マスクケース）
マッサージ器具

3. 家表法に関する講師派遣等

令和3年度においては、関係省庁、地方自治体が主催する講習会等に計3回講師を派遣した。

4. 家表法の制度改正

令和3年度においては、令和4年1月1日付けで(1)繊維製品品質表示規程の組成表示を表示すべき一部の事項及び(2)電気機械器具品質表示規程（平成29年消費者庁告示第6号）のテレビジョン受信機に表示すべき一部の事項に関し、それぞれ以下のとおり改正する告示を施行した。

(1) 繊維製品品質表示規程

繊維製品品質表示規程別表第六で定められている指定用語である「アクリル系」について、日本産業規格JIS L0204-2の改正を踏まえ「モダクリル」に変更。

(2) 電気機械器具品質表示規程（テレビジョン受信機）

「テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第24号）」のエネルギー消費効率（年間消費電力量）の測定方法等が改正されたことを踏まえ、「電気機械器具品質表示規程」のテレビジョン受信機に表示すべき事項に関し、基準を引用している箇所の規定等について、以下の改正を行った。

- ①区分名及び受信機サイズを表示するテレビジョン受信機の範囲を変更
- ②年間消費電力量の測定方法を変更
- ③区分名の表示区分を変更

（参考）繊維製品品質表示規程及び電気機械器具品質表示規程改正のお知らせ（令和4年1月1日 消費者庁ウェブサイト）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/law/kaissei/20211220.html#m02

以上